令和８年度

地域整備方向検討調査

両総二期地区施設整備等構想検討補足業務

特　別　仕　様　書

（当初）

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

第１章　総　則 （適用範囲） 第 1-1 条	令和８年度　地域整備方向検討調査　両総二期地区施設整備等構想検討補足業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
（目的） 第 1-2 条	本業務は、両総地区において、過年度に実施された概略機能診断の結果を参考に、老朽化の進行や耐震性能の不足が疑われる施設に対して、詳細な機能診断等を実施するものである。
（場所） 第 1-3 条	本業務において対象とする施設の場所は、千葉県香取市ほか２町で、別添位置図に示すとおりである。
（土地の立入り等） 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
（一般事項） 第 1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 （１） 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 （２） 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 （３） 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 （４） 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 （５） 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。
（管理技術者） 第 1-6 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

資　　格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
〃	農　　業	農業土木、農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

（照査技術者）
第 1-7 条

1　照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

資　　格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
〃	農　　業	農業土木、農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

2　共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

①　業務実施計画作成時
②　詳細調査計画等の立案段階
③　対策工法、施工計画等の検討段階
④　概算工事費の算定段階
⑤　点検とりまとめ段階
⑥　その他、監督職員が指示した場合

3　当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）
第 1-8 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）
第 1-9 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

（１） 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

（２） 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）
第 1-10 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章　作業条件
（適用する図書）
第 2-1 条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

名　　称	制定(改訂)年月
農業水利施設の機能保全の手引き「総論編」	令和５年４月
〃　　「開水路編」	平成 28 年８月
〃　　「頭首工編」	令和７年６月
〃　　「頭首工編（ゲート設備)」	平成 22 年６月
土地改良事業設計指針「耐震設計」	令和３年８月
土地改良事業計画設計基準「頭首工」	令和６年６月
道路橋示方書・同解説　Ｖ．耐震設計編	平成 29 年 11 月

（作業条件）
第 2-2 条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

（１） 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。

（２） 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

（３） 現地調査を行う時期の詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。

（４） 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。

【施設管理者】
千葉県山武農業事務所 両総用水管理課
両総土地改良区

（対象施設）
第 2-3 条

本業務の対象となる施設は、別紙２のとおりである。

（貸与資料等）
第 2-4 条

貸与資料は、次のとおりである。

分　類	貸　　与　　資　　料	数量
現況関係資料	国営かんがい排水事業「両総地区」－事業誌－	１式
	施設図面	１式
報告書	令和４年度　国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業　両総地区第２揚水機場他施設機能診断業務	１式
	令和７年度　地域整備方向検討調査 両総二期地区施設整備等構想検討業務（予定）	１式

また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

（参考図書及び貸与資料の取扱い）
第 2-5 条

第 2-1 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

（１） 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
（２） 参考図書は、業務実施時点の最新版を用いることとする。
（３） 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）
第２－6 条

本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。

業　務　名	業務実施期間（予定）
令和７年度　国営造成水利施設ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ推進事業 両総地区北部幹線用水路機能診断その他業務	R8.3～R8.6
令和８年度　国営土地改良事業地区調査	R8.8～R9.3

	両総二期地区事業計画等策定業務	
	令和８年度　国営造成水利施設ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ推進事業 両総二期地区耐震対策検討その他業務	R8.8～R9.3

第３章　作業内容

（作業項目及び数量）

第 3-1 条

本業務における作業項目及び数量は、別紙１に示すとおりである。

（設計作業の留意点）

第 3-2 条

業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

（１） 試験試料採取及び破壊検査を実施する場合は構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、監督職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。なお、採取後は、既存施設の機能を損なわないよう復旧を行うものとする。

（２） 調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。

（３） 施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。

（４） 対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

（５） 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

（６） 第 2-1 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

（７） 対策工法の検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）、農業水利施設保全補修ガイドブック 2024（(一社) 農業土木事業協会発行） 及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、https://www.nn-techinfo.jp を参照。

・農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 については、https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/を参照。

・新技術情報システム（NETIS）https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。

（８） 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。

（９） 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理

	体制等を総合的に検討する。 （１０） 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。
（業務写真における黒板情報の電子化） 第3－3条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１） 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 （２） 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 （３） 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 （４） 写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(https:/dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信

	憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、 黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５） 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
第４章　打合せ （打合せ） 第4-1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初　回　作業着手の段階 第２回　詳細調査計画立案段階 第３回　対策工法、施工計画検討段階 第４回　概算工事費算定段階 最終回　報告書原稿作成段階 ※打合せはWEB会議により行うことを想定している。 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。
第５章　技術提案書の取扱いについて （技術提案書） 第5-1条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第１－11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第６章　成果物 （成果物） 第6-1条	成果物を対象とする共通仕様書第１章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 （１） 成果物の電子媒体（CD-R等）正副２部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途１部を提出するものとする。

	（２） 成果物の出力　１部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） （３） 要約版　１部
（成果物の提出先） 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸４７１－６５ 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
第 7 章　契約変更 （契約変更） 第 7-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 （１） 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 （２） 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 （３） 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 （４） 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 （５） 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 （６） 履行期間の変更が生じた場合。 （７） 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 （８） 調査項目の追加が生じた場合。 （９） 仮設工の必要が生じた場合。 （１０） 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。 （１１） その他重要な変更が生じた場合。
（業務スライドの試行） 第 7-2 条	（１）本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年 12 月 17 日付け７農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知） URL（「 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」）に 基づく試行業務である。 （２）発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 （３）発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務 費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において 同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 （４）変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、

	物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 （５）(2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、（２）中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 （６）予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、（２）～（５）の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 （７）（６）の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、 受注者に通知する。 （８）（４）及び（７）の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が（２)、（６）の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 （９）業務スライドの試行に係る運用については、（１）に記載の通知に基づくものとする。
第 8 章 定めなき事項 （定めなき事項） 第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別紙１】

○作業項目一覧表

【設計業務】

作業項目	業務内容	数量	対象施設			
			第２揚水機場（吐水槽）	第一導水路	第二導水路	篠本堰
１．　業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	１式	○	○	○	○
２．　事前調査		１式				
２－１．　資料調査	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	１式	○	○	○	○
２－２．　問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	１式	○	○	○	○
２－３．　施設機能の検討	資料調査及び問診調査を基に、安全性、水利的な機能及び環境面からの要求機能について整理し、診断の重点を設定するほか、要求機能を満足するための要求性能を設定する。	１式	○	○	○	○
３．　機能診断（吐水槽）		１式				
３－１．　詳細調査計画立案	事前調査等を参考に詳細調査計画の立案を行う。	１式	○			
３－２．　対策工法の検討	詳細調査等により確認された変状や劣化要因に対する具体的な対策工法を検討する。なお、概略的な構造検討も合わせて行い、施設の安全性について検証を行うこと。	１式	○			
３－３．　施工計画の検討	「３－２．対策工法の検討」で検討した工事を実施するための施工計画について検討する。	１式	○			
３－４．　図面作成	「３－２．対策工法の検討」及び「３－３．施工計画の検討」で検討した内容について、設計図面を作成する。	１式	○			
３－５．　数量計算	「３－４．図面作成」で作成した図面に基づき、数量計算を行う。	１式	○			
３－６．　概算工事費算定	上記の作業で検討した工事の実施に必要な費用について、概算額を検討する。	１式	○			
４．　機能診断（用水路）		１式				
４－１．　詳細調査計画立案	事前調査等を参考に詳細調査計画の立案を行う。	１式		○	○	
４－２．　対策工法の検討	詳細調査等により確認された変状や劣化要因に対する具体的な対策工法を検討する。なお、概略的な構造検討も合わせて行い、施設の安全性について検証を行うこと。	１式		○	○	
４－３．　施工計画の検討	「４－２．対策工法の検討」で検討した工事を実施するための施工計画について検討する。	１式		○	○	
４－４．　図面作成	「４－２．対策工法の検討」及び「４－３．施工計画の検討」で検討した内容について、設計図面を作成する。	１式		○	○	
４－５．　数量計算	「４－４．図面作成」で作成した図面に基づき、数量計算を行う。	１式		○	○	
４－６．　概算工事費算定	上記の作業で検討した工事の実施に必要な費用について、概算額を検討する。	１式		○	○	
５．　耐震検討		１式				
５－１．　耐震性能照査	レベル１及びレベル２地震動により、施設の耐震性能について照査する。照査手法は静的解析を基本とし、対象とする構成要素は次のとおりとする。 ・堰柱及び基礎 ・ゲート ※各構成要素に対し、代表施設１箇所を抽出して照査を行うものとする。	１式				○
６．　照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	１式	○	○	○	○
７．　点検とりまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する	１式	○	○	○	○

【調査業務】

作業項目	業務内容	数量	対象施設			
			第２揚水機場（吐水槽）	第一導水路	第二導水路	篠本堰
１．　詳細調査		１式				
①第２揚水機場（吐水槽）	ピラスター部の変状個所(鋳汁発生個所)の埋戻しモルタルを撤去し、PC鋼線の状態を確認する。	１式	○			
②第一導水路	現地調査を実施し、張ﾌﾞﾛｯｸにおける変状の発生要因や鋼矢板の孔食箇所及び腐食の発生状況を把握する。	１式		○		
③第二導水路	現地調査を実施し、変状の発生要因について推定する。	１式			○	

【別紙２】

○業務対象施設一覧表

国造施設名	DB施設番号	概要	備　　考
第一導水路	312100110016	開水路 Co台形水路 293m 鋼矢板水路 917m ＜劣化状況＞ 張ﾌﾞﾛｯｸの変状 鋼矢板の腐食　　等	
第２揚水機場 （吐水槽）	312100110019	第2揚水機場 土木構造物 吐水槽（ＰＣタンクφ30.0m×H8.25m）1基 ＜劣化状況＞ PCタンク表面に錆汁 →PC鋼線の腐食が懸念されている。	R4年度　機能診断調査実施 機能保全計画（案）作成
第二導水路	312100020007	開水路 フルーム水路　114.40m Co擁壁水路　367.90m 鋼矢板水路　398.03m RC矢板水路 1,005.27m ＜劣化状況＞ 法面の崩落 管理用道路舗装にひび割れが発生	
篠本堰	312100110028	頭首工（篠本堰） 土木構造物 堰体 鋼構造物 鋼製ローラーゲートB12.8m　5門	